

2019年度 個人研究実績・成果報告書

2020年 4月 25日

所属・職名	商経学部・教授	氏名	栗林 隆
研究課題	包括的所得税の実行可能性		
研究キーワード	財政学・租税論	当年度計画に対する達成度	3.概ね順調に研究が進展し、一定の成果を達成したが、一部に遅れ等が発生した
<p>1. 研究成果の概要</p> <p>ライフ・ワークである「包括的所得税の実行可能性」に関しては、公平をキーワードに首尾一貫した研究を継続した。研究方法は、古典を含む先行研究の徹底したサーベイである。実行可能性を妨げている2大要素は、未実現キャピタル・ゲインと帰属所得に望ましい課税ができないことである。帰属所得は純粋な帰属所得と帰属家賃に分けられるが、前者への課税は非現実的との結論が出ており、税制史において一度も課税されたことが無い。後者に対しては、複数の主要国において長年に渡って課税されてきた経緯があるが、評価と納税資金キャッシュ・フローの問題が、複雑かつ税務行政コストを高くしており、現在はほとんど課税されていない。</p> <p>そこで、再考すべき最大の問題は未実現キャピタル・ゲインに対する課税のフィージビリティである。未実現キャピタル・ゲインに課税された歴史は無く、Carter Report(1966)で検討している程度である。その方法も、上場株式に限って長期間保有した場合にのみ、売却しなくてもゲインが実現したとみなすものであり、その後導入の検討さえ一切されていない。そもそも、キャピタル・ゲインとは何なのか。わが国では狭義に株式の譲渡益という意味で使われているが。広義には、資産の譲渡等のあらゆる概念を含み、さらに純粋な理論では発生主義に基づくあらゆる未実現ゲインも含まれる。キャピタル・ゲインとは、わが国では資本利得と訳出され、投資により取得した資本資産から得られるゲインを指す。この点は、税制を論ずる前提とされているが、望ましい課税ができない理由として、キャピタル・ゲインの本質まで遡って検討するのが必要であるとの結論に達した。古典レベルまで先行研究サーベイの範囲を拡大したところ、L.H.Seltzer(1951) <i>The Nature and Tax Treatment of Capital Gains and Losses</i>.の存在をファインディングした。本年度は、研究ノートの概要サマリー程度の進捗であるが、セルツァーは、キャピタル・ゲインを予期・予測できないものと考え、純粋キャピタル・ゲイン (pure capital gain) と名付けた。予期・予測できない要素として、①資産の期待収益率の変化、②金利の変更、③投資行動の変化の3つをあげている。</p> <p>2. 著書・論文・学会発表等 (海外研究機関等の研究者との国際共著論文がある場合は必ず記載)</p> <p>なし</p> <p>3. 主な経費</p> <p>文献を購入するための図書費</p> <p>4. その他の特筆すべき事項 (表彰、研究資金の受入状況等)</p> <p>なし</p>			

(本文は1ページ以内にまとめること)